

生活福祉資金貸付制度(5、12、15、16、34ページ掲載のものを除く)

《平成21年10月から適用》

資金の種類	内容	貸付限度額	措置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、排水設備等の設備に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他、日常生活上一時的に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 250万円以内 170万円以内 250万円以内 513万6千円以内 170万円以内 ※1 150万円以内 150万円以内 50万円以内 10万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> 7年以内 8年以内 10年以内 5年以内 6ヶ月以内 ※2 7年以内 7年以内 (据置期間経過後) 3年以内 12ヶ月以内 	<ul style="list-style-type: none"> 7年以内 8年以内 10年以内 5年以内 6ヶ月以内 ※2 7年以内 7年以内 (据置期間経過後) 3年以内 12ヶ月以内 	<ul style="list-style-type: none"> 無利子 無利子 無利子 無利子 無利子 無利子 原則必要 不要 不要 	
緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯に対し、次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の経費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・休業による収入減のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ・給与等の溢難によって生活費が必要なとき ・事故等により損害を受けた場合による支出増 ・社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅への入居に必要な敷金礼金等の支払による支出増 ・初回給与支給までの生活費が必要なとき ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 					
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%程度) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間内に借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 				<ul style="list-style-type: none"> ・借受人の死亡時など貸付契約の終了時 ・年3%、又は長期アーリムレートのほか低い方 	不要

※1 療養期間が1年を超える6ヶ月以内の場合、又は介護サービス等を受けるに必要な経費を負担することが困難であると認められるときは230万円以内。

※2 災害を受けたことにより貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

【受付窓口】市町村社会福祉協議会(37、38ページ参照)、民生委員

※ ただし、要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、岡山県社会福祉協議会(37ページ参照)が受付窓口となります。また、要保護の判断が必要となりますので、まずは、福祉事務所へ御相談ください。

制 度 名	生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金） [岡山県社会福祉協議会]
対 象 者	<p>次の条件を全て満たしている者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上であること ・ 一人暮らし又は、概ね65歳以上の配偶者と親以外の同居人がいない世帯 ・ 契約に当たって、推定相続人全員の同意が得られ、推定相続人から1名の連帯保証人が得られること ・ 世帯が、市町村民税非課税程度の低所得世帯であること
内 容	<p>住み慣れた自分の家を手放すことなく、現在住んでいる不動産を担保に、その世帯の自立に必要な生活費を貸付ける資金。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額 原則として、月30万円以内 ○ 貸付限度額 担保となる土地の評価額の70% (利子相当額貸付分を含む。) ○ 貸付利率 年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率 ○ 貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 ※貸付期間経過後は、貸付は停止されるが、その後、契約の終了まで担保不動産に居住し続けることができる。 ○ 返還方法 据置期間（契約終了後3か月以内）の終了時までに償還 ○ 担保不動産 次の条件を全て満たしている不動産 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在居住している土地であって、評価額が1,500万円以上（貸付条件によっては1,000万円以上）の土地 ・ 上記の土地について、借受人の単独所有、又は、同居配偶者との共有であり、貸借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されておらず、独立して売却処分が可能であること。 ○ その他 不動産の評価や登記等、種々の費用は、借入申込者（借受人）の負担となる。
窓 口	市町村社会福祉協議会（37,38ページ参照）
備 考	

高齢者や障害のある人のあんしんお手伝い制度

1 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々について、その財産管理や身上監護を、本人に代わって法的に権限が与えられた代理人（成年後見人等）が行い、本人が安心して生活できるよう本人を保護し、支援する制度です。

2 日常生活自立支援事業

認知症が見え始めた方、知的障害のある方、精神障害のある方などで、福祉サービスを利用したいけれど手続きの仕方が分からず、銀行に行ってお金を払うのが怖いなど、自信がなくて誰かに相談したい、訪問販売の人や、どう対応していいか分からないなど、毎日の暮らしの中には色々な不安や疑問、判断に迷ってしまうことがあります。

この様な場合に、福祉サービスの手続きや、金銭管理のお手伝いをして、生き生きと安心して暮らせるようにサポートするのが日常生活自立支援事業です。

3 成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
対象	判断能力の低下した方	判断能力の不十分な方（契約できる程度）
内容	重要な法律行為	日常的な法律行為及び事実行為
援助者	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人	専門員、生活支援員
費用負担	本人の資力に応じて	援助時間等に応じて
手続き	家庭裁判所へ申し立て（費用負担あり）	社会福祉協議会に相談、申込（無料）
相談窓口	法テラス (日本司法支援センター) 各市町村の地域包括支援センター (障害者の相談窓口は各市町村) 岡山弁護士会 (財)リーガル・エイト 岡山 高齢者・障害者支援センター 岡山県司法書士会 岡山県社会福祉士会	市町村社会福祉協議会 岡山市社会福祉協議会 086-225-4051 玉野市社会福祉協議会 0863-31-5601 備前市社会福祉協議会 0869-64-3033 瀬戸内市社会福祉協議会 0869-22-2940 赤磐市社会福祉協議会 086-955-5500 吉備中央町社会福祉協議会 0866-54-1818 倉敷市社会福祉協議会 086-434-3301

日常生活自立支援事業

市町村社会 福祉協議会	笠岡市社会福祉協議会 ☎0865-62-5590		鏡野町社会福祉協議会 ☎0868-54-1243
	井原市社会福祉協議会 ☎0866-62-1484		久米南町社会福祉協議会 ☎0867-28-2000
	総社市社会福祉協議会 ☎0866-92-8555		美咲町社会福祉協議会 ☎0868-66-0970
	高梁市社会福祉協議会 ☎0866-22-7243		和気町社会福祉協議会 ☎0869-93-2002
	新見市社会福祉協議会 ☎0867-72-7306		勝央町社会福祉協議会 ☎0868-38-2160
	浅口市社会福祉協議会 ☎0865-44-7744		奈義町社会福祉協議会 ☎0868-36-6363
	早島町社会福祉協議会 ☎086-482-3000		西粟倉村社会福祉協議会 ☎0868-79-2561
	里庄町社会福祉協議会 ☎0865-64-7218		新庄村社会福祉協議会 ☎0867-56-2001
	矢掛町社会福祉協議会 ☎0866-82-0848		
	津山市社会福祉協議会 ☎0868-23-5130		
	真庭市社会福祉協議会 ☎0867-42-1005		
	美作市社会福祉協議会 ☎0868-75-2622		